

新	旧
(被害認定及び借入手続き) 第4条 資金の借入れを希望する被害漁業者は、第2条第1号に該当する借入れは別記第1－1号様式を災害発生の日から4ヵ月以内（養殖業者にあつては1年以内）、第2条第2号に該当する借入れは別記第1－2号様式を1年以内に市町村長に提出し、市町村の被害認定書を融資機関に提示して、借入申込みを行うものとする。 (融資条件) 第5条 この資金の融資条件は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、漁業近代化資金の金利変更があつた場合は、別表3により別表2の貸付利率等を変更することとし、また、<u>次条</u>についても同様に変更を行う。 附則 (略) <u>附則 この要綱は、令和7年7月22日から施行する。</u> 別表1 <u>(第3条関係)</u> 被害基準 (略) 別表2 <u>(第5条、第6条関係)</u> (略)	(被害認定及び借入手続) 第4条 資金の借入れを希望する被害漁業者は、第2条の(1)に該当する借入れは別記第1－1号様式を4ヵ月以内（養殖業者にあつては1年以内）、第2条の(2)に該当する借入れは別記第1－2号様式を1年以内に市町村長に提出し、市町村の被害認定書を融資機関に提示して、借入申込みを行うものとする。 (融資条件) 第5条 この資金の融資条件は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、漁業近代化資金の金利変更があつた場合は、別表3により別表2の貸付利率等を変更することとし、また、第6条についても同様に変更を行う。 附則 (略) 別表1 被害基準 (略) 別表2 (略)

別表 3 (第 6 条関係)

別表 2 で定める基準金利	貸付利率
3. 0 %未満	別表 2 で定める基準金利－ 1. 0 %
3. 0 %以上 5. 0 %未満	2. 0 %
5. 0 %以上 6. 5 %未満	2. 5 %
6. 5 %以上	3. 0 %

* 貸付利率が 0 %を下回るときは、貸付利率を「0 %」とする。

(削除)

別表 4 (第 11 条、第 12 条関係)

(略)

1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

別記

第 1－1 号様式（第 4 条関係）

(略)

別表 3

別表 2 で定める基準金利	貸付利率
3. 0 %未満	別表 2 で定める基準金利－ 1. 0 %
3. 0 %以上 5. 0 %未満	別表 2 で定める基準金利－ 2. 0 %
5. 0 %以上 6. 5 %未満	別表 2 で定める基準金利－ 2. 5 %
6. 5 %以上	別表 2 で定める基準金利－ 3. 0 %

* 貸付利率が 0 %を下回るときは、貸付利率を「0 %」とする。

* 漁業近代化資金の基準金利 1. 4 0 %、末端金利 0. 1 %（R 2. 3. 1 現在）

別表 4

(略)

1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

第 1－1 号様式（第 4 条関係）

(略)